

# 「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」について

平成18年7月1日  
経済産業省  
国土交通省

## I. 改正の主旨

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための所要の措置を定めるため、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）が制定され、平成18年6月7日に公布されたところである。当該改正法を施行するため、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律施行令等の一部を改正する必要がある。そのため、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令を定めることとし、その内容は以下のとおり。

## II. 改正の内容

### 1. 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律施行令の改正

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律施行令について以下の改正を行う。

#### (1) 題名

題名を「中心市街地の活性化に関する法律施行令」に改める。

#### (2) 特定会社の要件（第2条）

中心市街地の活性化に関する法律（以下「法」という。）第7条第7項第7号の規定に基づき、特定会社についての政令で定める要件を以下のとおりとする。

- ①株式会社 中小企業者以外の会社（以下「大企業者」という。）が、当該会社の総株主の議決権の2分の1以上を保有していないこと
- ②持分会社 大企業者が当該会社の社員のうち2分の1以上を占めていないこと

#### (3) 中心市街地活性化協議会を組織できる者の要件（第5条）

- 1) 中心市街地活性化協議会を組織することができる者として、法第15条第1項第1号ロに掲げる良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業

活動を行うことを目的として設立された会社についての政令で定める要件を以下のとおりとする。

①株式会社 市町村が当該会社の総株主の議決権の100分の3以上を保有していること

②持分会社 当該会社の社員のうちに市町村があること

- 2) 中心市街地活性化協議会を組織することができる者として、法第15条第1項第2号ロに掲げる商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された公益法人又は特定会社についての政令で定める要件を以下のとおりとする。

①公益法人 市町村がその基本財産の全部又は一部を拠出していること

②株式会社形態の特定会社 市町村が当該会社の総株主の議決権の100分の3以上を保有していること

③持分会社形態の特定会社 当該会社の社員のうちに市町村があること

- (4) 中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用に係る国の補助（第8条）

法第30条第2項に基づき、国が地方公共団体に対して行う補助について以下のとおり定める。

- 1) 補助対象

中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用（共同住宅の建設に係るものに限る。）のうち共同住宅の共用部分及び入居者の共同の福祉のため必要な施設であって国土交通省令で定めるもの（以下「共同住宅の共用部分等」という。）に係る費用に対して地方公共団体が補助する額（その額が共同住宅の共用部分等に係る費用の3分の2に相当する額を超える場合においては、当該3分の2に相当する額）

- 2) 補助率

2分の1

- (5) 地方公共団体が行う住宅の建設に要する費用の補助について（第9条）

法第34条第2項の規定に基づき、国が地方公共団体に対して行う補助について以下のとおり定める。

- 1) 補助対象

地方公共団体が行う住宅の建設に要する費用のうち共同住宅の共用部分等に係る費用

- 2) 補助率

3分の1

(6) 中小小売商業高度化事業の適切な実施を図るための要件（第10条）

法第40条第4項第4号の規定に基づき、法第7条第7項第6号の中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の認定について、政令で定める要件を以下のとおり定める。

- 1) 株式会社が当該事業を実施する場合、中小小売商業者が当該会社の議決権の10分の7以上を保有していること
- 2) 持分会社が当該事業を実施する場合、中小小売商業者が当該会社の業務執行権を有する社員のうち過半を占めていること

(7) 法条項の移動等に伴う改正その他の所要の整備

2. 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法施行令の廃止

特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の廃止に伴い、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法施行令を廃止する。

3. 改正法の施行に伴う関係政令の整備等

関係政令について以下のとおり所要の整備等を行う。

(1) 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正

中心市街地整備推進機構が公益法人である場合に、当該機構が行う一定の土地の買取りに要する費用に充てるために地方公共団体が行う資金の貸付けに対して、国が当該地方公共団体に資金を貸し付けることができることとする。

(2) 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部改正

民間都市開発推進機構が行う参加業務及び融通業務の対象となる民間都市開発事業について、認定中心市街地の区域内においては、その敷地面積の規模を1,000㎡以上とする。

(3) 都市再生特別措置法施行令の一部改正

民間都市再生整備事業計画の認定を申請することができる都市開発事業について、認定基本計画に当該事業が定められている場合においては、その敷地面積の規模を0.2ヘクタール以上とする。

(4) 土地区画整理登記令、電源開発促進対策特別会計法施行令及び日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令の一部改正

法の題名の変更に伴う改正その他の所要の整備を行う。

(5) 関係府省庁の組織令の一部改正

内閣府の所掌事務に、法第9条第1項に規定する基本計画の認定に関することを加えるほか、その他関係府省庁の所掌事務について、法の題名の変更に伴う改正その他の所要の整備を行う。

III. 施行期日

改正法の施行の日（改正法の公布の日（平成18年6月7日）から3か月以内）から施行する。